

# 愛媛県建築士会ヘリテージマネージャー協議会規約

公益社団法人愛媛県建築士会

## (名称)

第1条 この会の名称は、愛媛県建築士会ヘリテージマネージャー協議会(以下「本協議会」という)と称する。

## (定義)

第2条 ヘリテージマネージャーとは、歴史的建造物を発掘し、その保全と活用に携わる専門家のことである。

## (目的)

第3条 地域社会における歴史的建造物のあり方を見据え、その保全と活用を推進するため、ヘリテージマネージャーの育成、研修と知識や情報の交換とともに、ヘリテージマネージャー活動のための情報集積と公開並びに連絡・協議を行うことを目的に公益社団法人愛媛県建築士会(以下「本会」という)に本協議会を設置する。

## (活動)

第4条 本協議会は、目的を達成するために以下の活動を行う。

- 一 歴史的建造物を発掘する活動
- 二 歴史的建造物を保全・活用し、まちづくりに活かす活動
- 三 歴史的建造物の保全・活用のための相談・調査活動
- 四 ヘリテージマネージャーの資質向上を図る活動
- 五 ヘリテージマネージャーの活動情報の共有と情報発信のための連絡・協議活動
- 六 災害発生時における、被災した歴史的建造物の危険度の調査並びに応急処置及び修理・修復等に関して助言等を行う活動
- 七 その他本協議会の目的を達成するために必要な活動

## (運営・会計)

第5条 本協議会の運営及び会計は本会に属し、本会、文化財・まちづくり委員会(以下「委員会」という)が所管する。

2 本協議会に関する重要事項、決算等は、委員会に諮り、本会会長及び理事会が承認する。

## (会員)

第6条 本協議会会員は、愛媛県歴史的建造物保全活用資格者養成講座を修了し、へ

リテージマネージャーとして登録された者とする。

(会員の権利)

第7条 本協議会会員は、本協議会の事業成果及び関連する情報の優先的利用等について便宜を受けることができる。

(会員の責務)

第8条 本協議会会員は社会の信頼を得るため、本協議会活動を誠心誠意行い、資質向上に努めるものとし、事業成果等を社会一般に公開するものとする。

(役員)

第9条 本協議会の役員は、会長、副会長、ブロック幹事とし、オブザーバーを置くことができる。

2 会長及び副会長は本協議会の中から本会会長が指名する。

3 ブロック幹事は本協議会会員の中から会長が指名し、各ブロックのとりまとめをおこなう。

4 本協議会の活動を進めるため必要があるときは、本会会長がオブザーバーを委嘱することができる。

(任期)

第10条 役員任期は、本会役員任期に準ずる。

(会議)

第11条 本協議会の会議は、総会と役員会とする。

2 総会は、協議会活動の主要事項について決定する。

3 役員会は、本協議会の運営と活動について決定し、推進する。

(会費)

第12条 本協議会の運営に必要なときは会費、負担金等を徴収することができる。

(規約の改廃)

第13条 この規約は、理事会の議決により改廃することができる。

附則

本規約は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年3月24日 理事会制定